

毎週火、金曜日発行(例^々に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 遠藤 茂

開拓當農振興臨時措置法に基く當農改善資金
の融通要綱

(目的)

- ◆告示 次
開拓當農振興臨時措置法に基く當農改善資金
の融通要綱
豚コレラ等の予防注射の実施
- ◆選管告示 個人演説会施設の指定
- ◆公告 昭和三十三年二級建築士試験の実施
- ◆雑報 鳥取県市町村職員共済組合の補欠遠峯の当選
者
- ◆正誤 昭和三十三年五月三日付(号外)選管告示第
二十五号中訂正

告
示

鳥取県告示第百九十五号

開拓當農振興臨時措置法に基く當農改善資金の融通要綱
を次のように定める。

昭和三十三年五月六日

- 2 この要綱で「開拓當農振興組合」とは、法第二
条の規定に基いて知事の承認を受けた開拓農業協同組
合(以下「振興組合」という。)をいう。
- この要綱で「當農改善資金」とは、振興組合が、法
第二条第一項に規定する開拓者に対し、災害にかかる
経営資金(その經營資金の貸付に充てるための資金を
鳥取県開拓生産農業協同組合連合会が知事との契約に

(利子補給金)

第六条 借還方法は、年一回又は二回の元本均等償還とし償還期間は、十年以内とする。ただし、三年以内の据置を含むものとする。

(融資総額)

第七条 営農改善資金に必要な資金として融資機関が振興組合に対し貸し付ける資金の総額は、二千百五十万円を限度とし、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十日までに行うものとする。

(償還方法)

第六条 借還方法は、年一回又は二回の元本均等償還とし償還期間は、十年以内とする。ただし、三年以内の据置を含むものとする。

(融資総額)

第七条 営農改善資金に必要な資金として融資機関が振興組合に対し貸し付ける資金の総額は、二千百五十万円を限度とし、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十日までに行うものとする。

(利率)

第五条 振興組合に対する融資の利率は、次に掲げるとおりとする。

資 金 别	年 率
法第三条第一項に規定する利率年 三分五厘以内の条件で貸付けられ た資金	年三分五厘以内
その他の資金	年五分五厘以内

(貸付方法)

第八条 営農改善資金に必要な資金の貸し付けを受けようとする振興組合は、営農改善資金借入認定申請書(第一号様式)に次に掲げる書類正副二通添えて知事に提出しなければならない。

- 一 営農改善資金借入調書(第一号様式)
- 二 その他知事が必要と認める書類

二 知事は前項による認定をしたときは認定書を融資機関に交付する。

(損失補償)

第九条 融資機関が営農改善資金に必要な資金として貸し付けた資金について最終償還期限到来後三月を経過しないときは、元本及び利子(遅延利子を含む。)が償還されないときは、県は融資機関に対して当該損失額又は相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

(債権の回収)

第十条 金融機関は前条の損失補償をうけた後において

より利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合に、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令に定めるものに限る。)の返済に充てるために必要な資金として貸し付ける資金をいう。

3 この要綱で「融資機関」とは、鳥取県開拓生産農業協同組合連合会をいう。

4 この要綱で「利子補給金」とは、融資機関が、當農改善資金に必要な資金として、振興組合に貸し付けた資金の利子に対する補給金をいい、「損失補償金」とは、融資機関が、振興組合に融資したことにより受けた損失に対する補償金をいう。

(利子補給金の交付)

第三条 県は、融資機関がこの要綱の定めるところにより営農改善資金に必要な資金として振興組合に貸し付けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を交付する。

2 前項による利子補給金の額は、当該利子補給の対象

となつた融資残高について、次の表の下欄に掲げる利率で計算した額とする。

資 金 別	年 率
法第三条第二項に規定する利率年 三分五厘以内の条件で貸し付けられた資金	年六分五厘以内
その他の資金	年四分五厘以内

3 利子補給金を交付する期間は、融資が行われた日から五年とする。ただし、開拓営農振興臨時措置法施行令(昭和三十二年政令第百二十九号。以下「令」といふ。)第六条に規定する国が県に対して利子補給に要する経費の一部を補助する期間が改正された場合は、改正後の期間とする。

(貸付限度)

第四条 融資機関が振興組合に対し、営農改善資金に必要な資金として貸し付ける資金の限度額は、令第七条に規定する災害にかかる経営資金の昭和三十三年一月三十一日現在における融資機関の貸付残元金の範囲内

計		資金の区分	當初借入元金
三分五厘		三分五厘 二八年一三号災害	償還額在
五年	災害	三分五厘 二九年第二次災害	残一月末現金
五年	災害	三分五厘 三十年灾害	該當戸数
五年	災害	三分五厘 三十一年灾害	借入金額
五年	災害	三分五厘 三〇〇年灾害	備考

第二号様式

當農改善資金借入調書

開拓農業協同組合

当該融資にかかる債権の回収を行つた場合、損失補償額より債権行使のため必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を行う
 けない損失の補てんに充当し、なお残額があるときは、その金額を県に返納しなければならない。
 (補給金の制限及び取消)

第十一条 金融機関がこの要綱に違反したときは、県は、当該金融機関に対し利息補給金を支給せず又はすでに支給した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は昭和三十三年四月一日から適用する。

第一号様式

當農改善資金借入認定申請書

一 振興計画承認年月日
二 営農改善計画樹立戸数三 営農改善資金を借り受けようとする戸数
(三分五厘資金)四 営農改善資金を借り受けようとする金額
(三分五厘資金)

五 営農改善資金を借り受けようとする時期

六 債還期間 据置 年 債還 年

七 保証人に関する事項

右のとおり當農改善資金の借入れをしたいので認定
 下さいますよう借入調書を添えて申請します。

年 月 日

住 所 県 市 郡 町 大字

名 称 ○○開拓農業協同組合

代表者 氏 名 印

鳥取県知事

殿

鳥取県告示第百九十六号

次のように豚コレラ及び気腫を予防注射を実施するから
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第
六条の規定により豚及び牛の所有者に對して注射をうけ
ることを命ずる。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

実施期日	実施区域	実施場所
五月七日	東伯郡北条町下北条	同上
八日	倉吉市上北条	
九日	倉吉市北谷	
十日	東伯郡北条町小鹿、三朝	
十一日	倉吉市社	
十二日	東伯郡東伯町八橋	
十三日	東伯郡東伯町八橋	
十四日	東郷町東郷	
十五日	中山町下中山	
十六日	東伯町浦安	
十七日	赤崎町安田	
十八日	羽合町長瀬	
十九日	赤崎町成美	
二十日	羽合町長瀬	
二十一日	東伯町上郷	
二十二日	泊村	
二十三日	羽合町字野	
二十四日	倉吉市灘手	
二十五日	東伯郡赤崎町赤崎	
二十六日	倉吉市高城	
二十七日	倉吉市下小鴨	
二十八日	上井	
二十九日	東伯郡北条町中北条	
三十日	倉吉市倉吉	
三十一日	羽合町長瀬	
三十二日	長瀬	
三十三日	中北条	
三十四日	倉吉	
三十五日	西郷	
三十六日	西郷	

別表一 倉吉家畜保健衛生所

豚コレラ予防注射

実施区域

実施場所

五月七日 東伯郡北条町下北条

八日 倉吉市上北条

倉吉市北谷

九日 東伯郡北条町小鹿、三朝

十日 倉吉市社

十一日 東伯郡東伯町八橋

十二日 東伯郡東伯町八橋

十三日 東郷町東郷

十四日 倉吉市社

十五日 倉吉市花見

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚コレラ予防注射 豚、ただし生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 實施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射
- 六 条款
一 實施の目的 豚コレラ及び気腫を予防のため
二 實施の区域 別表のとおり
- 七 気腫を予防注射 牛、ただし生後三箇月以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 八 気腫を予防注射 気腫を予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十六日	東伯郡閑金町南谷	南谷家畜検診所
二十七日	倉吉市上小鴨	矢送
二十八日	小鴨	上井
二十九日	上北条	上井
三十日	羽合町長瀬	小鴨
三十一日	中北条	上井
三十二日	倉吉	長瀬
三十三日	西郷	西郷

別表二 浜村家畜保健衛生所

豚コレラ予防注射

実施期日

実施区域

実施場所

五月七日

氣高郡氣高町浜村

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号の規定により氣高町選挙管理委員会から次のとおり個人演説会の施設を指定した旨報告があつた。

昭和三十三年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席坪数	聴衆席収容見込 人員数
昭和三三、四、三〇	氣高郡氣高町酒津	酒津青年会館	酒津青年団	一八	一五〇
"	氣高郡氣高町大字下坂本六三	瑞穂公民館	氣高町教育委員会	二〇	一五〇

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席坪数	聴衆席収容見込 人員数
昭和三三、四、三〇	氣高郡氣高町酒津	酒津青年会館	酒津青年団	一八	一五〇
"	氣高郡氣高町大字下坂本六三	瑞穂公民館	氣高町教育委員会	二〇	一五〇

昭和三十三年五月六日

鳥取県公報

公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十三年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 遠藤茂

昭和三十三年二級建築士試験実施要領

第一 受験資格

昭和三十三年七月五日までに次の各号の一つに該当する者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（昭和二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した後、

いて、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者。

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築について三年以上の実務の経験を有する者。

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者。

四 建築に関し七年以上の実務の経験を有する者。

備考 なお外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聽講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

昭和三十三年五月十日から同年六月三日まで。（郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。）

第二 申込期間

昭和三十三年五月十日から同年六月三日まで。（郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。）

日付	場所	日付	場所
九日	青谷町青谷	八日	宝木酒津村
十三日	"	"	"

二 試験の実施

(1) 申込関係用紙の請求先
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各
土木出張所（以下「土木出張所」という。）
(郵送で請求する場合は表に(二級建築士試験申
込用紙請求)と朱書し、所要の郵便切手をはつた
て先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。)

(2) 申込書類の提出
受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は
土木出張所に提出して下さい。

(3) 実務経歴書
(4) 受験票
(5) 証明書その他の書類
受験資格があることを証明する書類（これらの
書類が得られない場合にはこれらに代る書類）
又は建築士法第十五条第一項第二号に掲げるも
のと同等以上の知識及び技能を有することの認
定資料となるべき書類等。

三 携行品

(1) 受験票
(2) 建築関係法令（解説を付したもののは除く。）
(3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル（三
〇センチメートルの物指
(4) 昼食
(5) 上草履

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、
県建築課において公告し、試験の科目のうち三科目
又は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通
知します。発表の期日は昭和三十二年八月下旬の予
定です。

注 意

(1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに
県建築課へ連絡して下さい。

(2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律
第二百二号）同法施行令（昭和二十五年政令第二
百一号）同法施行規則（昭和二十五年建設省令第
三十八号）を参照の上不明の点は県建築課又は土
木出張所に問い合わせて下さい。（通信による場合
は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉
書を同封のこと。）

雑 報

昭和三十三年四月二十五日執行した鳥取県市町村職員共
済組合会議員の市町村長が選舉する第十選挙区の補欠選
舉において次の者が當選した。

昭和三十三年五月六日

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各
土木出張所（以下「土木出張所」という。）
(郵送で請求する場合は表に(二級建築士試験申
込用紙請求)と朱書し、所要の郵便切手をはつた
て先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。)

(2) 申込書類の提出
受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は
土木出張所に提出して下さい。

(3) 実務経歴書
(4) 受験票
(5) 証明書その他の書類
受験資格があることを証明する書類（これらの
書類が得られない場合にはこれらに代る書類）
又は建築士法第十五条第一項第二号に掲げるも
のと同等以上の知識及び技能を有することの認
定資料となるべき書類等。

三 試験期日・場所・携行品及び合格の通知等

試験の期日及び時間割

第一日 七月五日（土曜日）
午後一時から午後三時三十分まで 建築施工
午前九時から午前十時三十分まで 建築構造
午前十時四十五分から午後零時十五分までノ計画
午後一時から午後五時三十分まで 建築設計図

備考 昭和三十一年二級建築士試験に三科目又は四
科目に合格した者は、本試験に免除される。

四 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは受験
票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡しま
す。

五 写真（受験票にちよつと付すること。）

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写
した写真で縦五・五センチメートル、横四セン
チメートルのもの。

江府町長 手島祐

正誤

昭和三十三年五月三日付（号外）鳥取県選挙管理委員会
告示第二十五号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁行 誤
六十四 名和小学校
名和中学校

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 县 取 者 市 東 町
縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 市 東 町
縣 印 刷 所